

○函館市公衆浴場法施行細則

昭和59年12月21日

規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

(営業の許可申請書)

第2条 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）第1条に規定する申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

- (1) 公衆浴場の設置場所の周囲600メートル以内の見取図（縮尺は、2,500分の1とし、最も近い既設の普通浴場との直線距離を記載したもの）および建物配置図
- (2) 設計概要書（各室の構造および規模、設備の構造ならびに使用する材料の種別を記載したもの）
- (3) 立面図
- (4) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口、窓および室内の設備の位置を記載したもの）
- (5) 浴室、サウナ室および浴槽の縦断面図
- (6) 給水、給湯および蒸気等の配管図
- (7) その他市長が必要と認める書類または図面

(許可の条件)

第3条 市長は、法第2条第1項の規定による許可をするときは、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 営業施設を営業の許可の日の翌日から6月以内に完成させること。
- (2) 営業施設の完成の日の翌月から3月以内に営業を開始すること。
- (3) 引き続き6月以上にわたり営業を休止しないこと。
- (4) 函館市公衆浴場法施行条例（平成25年函館市条例第34号。以下「条例」という。）第5条第36号の規定に違反しないこと。

2 前項のほか、市長は、条例第4条第2号に規定するその他の浴場について法第2条第1項の規定による許可をするときは、入浴料金に関する事項を条件として付するものとする。

(完成の届出)

第4条 法第2条第1項の規定により公衆浴場の設置の許可を受けた者は、その施設が完成したときは、別記第2号様式の届書により5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(公衆衛生上不適当と認められる設置の場所)

第5条 法第2条第2項の規定による公衆浴場設置の場所が、公衆衛生上不適当であると認められる場合とは、その場所が著しく不潔であるか、またはその他の事由で公衆衛生上支障があり、施設の構造設備ではその害を防ぐことができない場所である場合をいうものとする。

(公衆衛生上不適当と認められる構造設備)

第6条 法第2条第2項の規定による公衆浴場(条例第2条第3号に規定するその他の浴場(以下「その他の浴場」という。)を除く。)の構造設備が公衆衛生上不適当であると認める場合とは、法、省令および条例に特別の定めがある場合を除くほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合をいうものとする。

- (1) 脱衣室には、換気設備を有すること。
- (2) 脱衣室と浴室の境には、透明なガラス等を用いること。
- (3) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1メートル以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。
- (4) 浴室の壁のうち洗い場の床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽および洗い場の床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他湯水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で造り、その表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。
- (5) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。
- (6) 洗い場には、温湯を標示した活栓または湯および冷水を一組とする湯と水を標示した活栓を0.6メートル以上の間隔を保つて設けること。
- (7) 活栓の数は、洗い場の床面積2平方メートル当たり温湯の場合にあつては1個以上、湯および冷水の場合にあつては1組以上とすること。ただし、市長が入浴者数を考慮し公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (8) 浴槽は、汚水が流入しない構造とし、その内容の面積は3.3平方メートル以上、その深さは0.6メートル以上とし、その深さが0.9メートル以上の場合にあつては、その内側に幅0.12メートル以上0.18メートル以下の踏み段を設けること。ただし、幼児用浴槽または補助浴槽の面積および深さについては、この限りでない。
- (9) サウナ室の床および壁は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しや

すい構造とすること。

(10) 汚水の排水路は、蓋をし、公共の下水道等に完全に汚水を流出できるものとする。ただし、公共の下水道等に流出させることが困難な場合には、飲料水の水源から5メートル以上離れたところに、不浸透性材料で造られ、かつ、蓋のある汚水だめを設けることができる。

(11) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。

2 条例第2条第2号に規定する福利厚生浴場における前項第8号の規定の適用については、主として身体障害者、高齢者等に利用させる福利厚生浴場で市長の承認を受けたものに係る場合にあつては同号の規定の適用はないものとし、その他の福利厚生浴場に係る場合にあつては同号中「3.3平方メートル」とあるのは「1.65平方メートル」とする。

3 法第2条第2項の規定によるその他の浴場の構造設備が公衆衛生上不相当であると認める場合とは、法、省令および条例に特別の定めがある場合を除くほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合をいうものとする。

(1) 脱衣場には、換気設備を有すること。

(2) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1メートル以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。

(3) 浴室（個室を設けるその他の浴場の脱衣場の部分を除く。）の壁のうち床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽および洗い場の床は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。

(4) 洗い場の床に、適当な傾斜をつけて汚水を十分排除できる構造とすること。

(5) サウナ室は、入浴者が自由に出入りできる構造とすること。

(6) 第1項第10号および第11号に規定する構造とすること。

(承継の届書)

第7条 省令第1条の2第1項に規定する届書は、別記第2号様式の2によらなければならない。

2 省令第2条第1項に規定する届書は、別記第3号様式によらなければならない。

3 省令第3条第1項に規定する届書は、別記第4号様式によらなければならない。

4 省令第3条の2第1項に規定する届書は、別記第5号様式によらなければならない。

(変更等の届書)

第8条 省令第4条に規定する届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様

式の届書によらなければならない。

(1) 第2条第1項の申請書または前条の届書に記載した事項を変更したとき。 別記第6号様式

(2) 営業の全部または一部を停止したとき。 別記第7号様式

(3) 営業の全部または一部を廃止したとき。 別記第8号様式

2 浴場業を営む者が死亡または失踪（法人にあつては、解散）をしたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者（法人にあつては、清算人）は、別記第9号様式の届書により市長に届け出なければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の編入の日前に公衆浴場法施行細則（昭和23年北海道規則第118号）の規定によりなされた手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和61年6月23日規則第36号）

この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月22日規則第95号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第30号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月3日規則第66号）

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

2 改正後の第2条第2項および別記第1号様式の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る公衆浴場の営業の許可について適用し、同日前の申請に係る公衆浴場の営業の許可については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月17日規則第73号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日規則第4号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの（以下この項において「申請書等」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（令和5年12月11日規則第44号）

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、別記第6号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者が行う同法第2条第1項の許可の手續に係る申請書（その添付書類および図面を含む。）については、改正後の第2条第2項および別記第1号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記第1号様式(第2条関係)

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名 (法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

次のとおり公衆浴場を経営したいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

- 1 申請者の住所、氏名および生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)
- 2 公衆浴場の名称
- 3 公衆浴場の所在地
- 4 公衆浴場の種類 ()
- 5 汚水の処理方法
- 6 使用水の種類(用途別に記載すること。)
- 7 函館市公衆浴場法施行条例第5条第7号ただし書の規定の適用を受けようとするときは、その理由および同条第35号に規定する措置の方法
- 8 函館市公衆浴場法施行細則第6条第2項の規定による身体障害者、高齢者等に利用させる福利厚生浴場に係る適用除外の規定の適用を受けようとするときは、その理由
- 9 設置しようとする公衆浴場が函館市公衆浴場法施行条例第4条第2号から第7号までのいずれかに該当するときは、その旨
- 10 その他の浴場にあつては、その入浴料金の額
- 11 工事着手予定年月日
- 12 工事完成予定年月日

添付書類および図面

函館市公衆浴場法施行細則第2条第2項に定めるもののほか、法人にあつては、定款または寄附行為の写し

注 公衆浴場の種類欄には、普通浴場、福利厚生浴場およびその他の浴場の別を記載し、括弧内に温湯、潮湯、温泉、蒸気等のうち使用するものを記載し、温泉または医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その成分、用法、用量および効能を付記すること。

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

公衆浴場施設完成届書

年 月 日

様

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地} \end{array} \right)$

届出者

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称および代表者の氏名} \end{array} \right)$

次のとおり公衆浴場施設が完成したので、函館市公衆浴場法施行細則第 4 条の規定により届け出ます。

- 1 届出者の住所および氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- 2 公衆浴場の名称
- 3 公衆浴場の所在地
- 4 公衆浴場の種類
- 5 営業許可年月日および許可番号
- 6 完成年月日

別記第2号様式の2（第7条関係）

公衆浴場営業承継届書

年 月 日

函館市長 様

住所（法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、その名
称および代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

次のとおり浴場業を営む者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 浴場業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 公衆浴場の名称
- 4 公衆浴場の所在地

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款または寄附行為の写し

別記第3号様式（第7条関係）

公衆浴場営業承継届書

年 月 日

様

届出者 住 所
氏 名

次のとおり浴場業を営む者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 届出者の住所、氏名および生年月日ならびに被相続人との続柄
- 2 被相続人の氏名および住所
- 3 相続開始の年月日
- 4 公衆浴場の名称
- 5 公衆浴場の所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本または不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により浴場業を営む者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記第4号様式（第7条関係）

公衆浴場営業承継届書

年 月 日

様

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

次のとおり浴場業を営む者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 届出者の名称，主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 2 合併により消滅した法人の名称，主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 3 合併の年月日
- 4 公衆浴場の名称
- 5 公衆浴場の所在地

添付書類

合併後存続する法人または合併により設立される法人の定款または寄附行為の写し

別記第5号様式(第7条関係)

公衆浴場営業承継届書

年 月 日

函館市長 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

次のとおり浴場業を営む者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 分割前の法人の名称, 主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 公衆浴場の名称
- 4 公衆浴場の所在地

添付書類

分割により浴場業を承継した法人の定款または寄附行為の写し

別記第6号様式(第8条関係)

公衆浴場営業許可申請書(公衆浴場営業承継届書)記載事項変更届書

年 月 日

様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

次のとおり公衆浴場営業許可申請書(公衆浴場営業承継届書)の記載事項を変更したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

- 1 届出者の住所および氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)
- 2 公衆浴場の名称
- 3 公衆浴場の所在地
- 4 公衆浴場の種類
- 5 営業許可年月日および許可番号
- 6 変更年月日
- 7 変更事項(新旧事項を対照して記入すること。)

注 湯質を薬湯に変更したときは、公衆浴場法施行規則第1条第3号に規定する事項を記載すること。

別記第7号様式（第8条関係）

浴 場 業 営 業 停 止 届 書

年 月 日

様

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地〕
届出者
氏 名 〔法人にあつては、その名称および
代表者の氏名〕

次のとおり浴場業営業の全部(一部)を停止したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

- 1 届出者の住所および氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)
- 2 公衆浴場の名称
- 3 公衆浴場の所在地
- 4 公衆浴場の種類
- 5 営業許可年月日および許可番号
- 6 停止年月日および停止期間
- 7 一部停止の場合にあつては、その停止部分および停止に伴う措置
- 8 停止の理由

別記第8号様式（第8条関係）

浴場業営業廃止届書

年 月 日

様

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
届出者
氏 名 〔法人にあつては、その名称および代表者の氏名〕

次のとおり浴場業営業の全部(一部)を廃止したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

- 1 届出者の住所および氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)
- 2 公衆浴場の名称
- 3 公衆浴場の所在地
- 4 公衆浴場の種類
- 5 営業許可年月日および許可番号
- 6 廃止年月日
- 7 一部廃止の場合にあつては、その廃止部分および廃止に伴う措置
- 8 廃止の理由

別記第9号様式（第8条関係）

死亡（失踪・解散）届書

年 月 日

様

住 所〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地〕

届出義務者

氏 名（法人にあつては、清算人の氏名）

次のとおり浴場業を営む者が死亡（失踪・解散）したので、函館市公衆浴場法施行細則第8条第2項の規定により届け出ます。

- 1 届出義務者の住所および氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地および清算人の氏名）
- 2 公衆浴場の名称
- 3 公衆浴場の所在地
- 4 公衆浴場の種類
- 5 営業許可年月日および許可番号
- 6 浴場業を営む者の死亡（失踪・解散）年月日

別記第1号様式 (第2条関係)

別記第2号様式 (第4条関係)

別記第2号様式の2 (第7条関係)

別記第3号様式 (第7条関係)

別記第4号様式 (第7条関係)

別記第5号様式 (第7条関係)

別記第6号様式 (第8条関係)

別記第7号様式 (第8条関係)

別記第8号様式 (第8条関係)

別記第9号様式 (第8条関係)